

# 新たに蜜蜂を飼おうとする方へ



北海道内において『**採蜜を目的に蜜蜂を飼育する場合**』は、養蜂振興法等関係法定に基づいた手続きが必要です。

## 1 事前の準備

### ① 蜜蜂を飼育する場所の確認

近隣に蜜蜂飼育者がいないか、あらかじめ総合振興局・振興局へ確認すること。

### ② 地元市町村へ確認

近隣住民への危害、ヒグマ等の出没が無いか、あらかじめ地元市町村へ確認すること。

## 2 調整の手続き

### ① 飼育希望場所の正確な土地地番等の確認

調整に必要なため、正確な土地地番を確認すること。

### ② 飼育場所の正確な土地地番を確認

自己所有地でない場合は、地権者との相談の上、土地の使用について承諾を得ること。

### ③ 調整の実施

伝染病まん延防止の観点から、養蜂業の円滑な振興を期すため、蜜蜂を新規に飼育する場合は、北海道養蜂協会各地区養蜂組合との協議・調整が必要となります。

調整了承

調整未了

飼育場所の変更等を検討の上、次年度の調整へ向け準備を行ってください。

## 3 法令に基づく手続き

### ① 「蜜蜂飼育届出書」の提出

毎年1月31日までに総合振興局・振興局へ提出すること。

### ② 「蜜蜂転飼許可申請書」の提出

蜜蜂を移動する場合は、設置の2ヵ月前までに総合振興局・振興局へ提出すること。

### ③ 「腐蛆病検査」の受検

飼育場所を管轄する家畜保健衛生所から連絡に基づき、所定の手続きを進めること。

## 相談窓口

オホーツク総合振興局産業振興部農務課 TEL 0152-41-0665 FAX 0152-44-0240

網走家畜保健衛生所

TEL 0157-36-0725 FAX 0157-36-5801



# 新たに蜜蜂を飼育するための手続き等の流れ

## 1 事前の準備

蜜蜂飼育したい

### ① 近隣の蜜蜂飼育者の確認

近隣に蜜蜂飼育者がいないか、あらかじめ総合振興局・振興局へ確認してください。

〔※北海道では、蜜蜂飼育者同士の飼育場所は、互いに半径3km以上（蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以上）の距離をおくことを基準としており、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰になる場合は設置場所の検討や減群を求められることがあります。〕

### ② 近隣住民への危害防止の確認

蜜蜂の飼育場所の選定については、周囲への十分な配慮が必要であり、特に次の項目についてよく検討し、あらかじめ飼育予定場所を管轄する市町村に相談してください。

- 直接的に、近隣住民等に危害を及ぼさないこと。
- スズメバチや熊などを呼び込む誘因となり、近隣住民に対する間接的な危害の原因とならないこと。

## 2 蜜蜂の配置調整に関する手続き

前年夏前まで

### ① 飼育を予定する場所の確認

飼育を予定する場所を管轄する市町村で、正確な土地地番等を確認してください。

※自己所有地以外での飼育を予定する場合は、土地所有者とよく相談した上で、土地の使用について承諾を得てください。

前年7月末まで

### ② 「蜜蜂飼育に関する調書」の作成及び提出

「養蜂振興法及び北海道蜜蜂転飼条例に係る事務取扱要領」に基づく「蜜蜂飼育に関する調書」を作成し、7月末日までに飼育予定場所を管轄する地区養蜂組合長へ提出してください。

前年8~9月

### ③ 事前調整の実施

家畜伝染病のまん延防止や円滑な養蜂振興のため、設置予定場所を管轄する地区養蜂組合が主催する「事前調整」において、蜂群の配置に係る協議を行ってください。

〔※事前調整は、設置を希望する前年の8月~9月頃に行われますので、この時期までに「1 事前準備」を終わらせておく必要があります。〕

事前調整の日程及び開催場所については、各地区養蜂組合又は総合振興局・振興局から連絡がありますので、時間等調整の上、出席してください。

調整了承

### ④ 地区養蜂組合の調整会議の実施

事前調整の結果を基に、各地区養蜂組合において実施される調整会議で、他組合員との調整を実施し、調整結果は地区養蜂組合長から文書により通知されます。

## 3 蜜蜂を飼育するための手続き

当年1月31日まで

### ⑦ 「蜜蜂飼育届出書」の提出

調整会議で調整が整った飼育予定場所について、1月31日までに飼育場所を管轄する総合振興局・振興局を経由して北海道知事へ提出してください。

### ⑧ 腐蛆病検査に係る連絡

家畜伝染病予防法に規定された「腐蛆病検査」を受検するため、あらかじめ飼育場所を管轄する家畜保健衛生所へ連絡してください。

当年2カ月前まで

### ⑨ 転飼許可申請

蜜蜂を飼育する2カ月前（道内において移動する場合は、1カ月前）までに「転飼許可申請書」を飼育場所を管轄する総合振興局・振興局を通じて北海道知事へ提出し、許可を得てください。

当年7月~

### ⑩ 腐蛆病検査の受検

家畜伝染病予防法に基づき、市町村から検査受検の連絡がありますので、必要な手続きを行ってください。